

海区漁場計画（変更素案）に関する意見募集

■ 意見募集の趣旨

県では、令和7年度に区画漁業権の免許を行うため、漁業法（昭和24年法律第267号）第62条に基づく海区漁場計画の変更を予定していることから、同法第64条第1項の規定により岩手海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴取するため、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第22条第1項に基づき意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を公表します。

■ 意見募集の対象

海区漁場計画（変更素案）

公示番号 一区第120号、一区第332号、一区第333号

変更箇所 漁業の名称に「さけ・ます小割式養殖業」を追加（別紙変更素案の下線部分）

■ 資料の閲覧場所及び入手方法

閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室、
県立図書館

資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ ホームページからも閲覧、入手可能です。

■ 意見募集の期間と提出方法

○ 募集期間 令和7年3月27日（木）～令和7年4月28日（月）＜必着＞

○ 提出方法

- ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクス、電子メールにより、下記のあて先にお送りください。
- ・ 御意見には、「住所」「名前」を必ず御記入ください。
- ・ 利害関係人として意見する場合は、漁業法施行規則第22条第2項の規定に従い、必ず当該事案について利害関係のあることを疎明してください。
- ・ 様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御活用ください。

■ 御意見等の提出先

- 郵送の場合 〒020-8570 岩手県農林水産部水産振興課
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です)
- ファクスの場合 019-629-5824
- 電子メールの場合 E-mail アドレス：af0013@pref.iwate.jp
※ 電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

■ 意見の取扱い

- 提出いただいた御意見については、海区漁場計画（変更案）を作成する際の参考とさせていただきます。
- 漁業法第64条第2項の規定により、提出いただいた御意見については、検討を加えた上で県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで結果を公表します。なお、類似している御意見は、集約させていただきます。
- 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- お知らせいただいた個人情報については、このパブリック・コメントの募集の事務にのみ使用し、第三者に提供することはありません。